

第3章

フィリピン農村社会変化に関する一考察

はじめに

フィリピンの農業と農村は、1960年代までは比較的ゆっくりとしたペースで、しかも長い時間かけて変化してきた、と考えられる。もちろん、植民地支配の開始、輸出商品生産の展開を契機として局地的に形成された食料市場の影響は、周辺地域にもゆっくりと波及し、地域社会に一定の変化をもたらしたことは確かである。しかし、こうした事態に直接反応したのは地主であり商人であって農民ではなかった。米やトウモロコシなど食糧作物栽培が中心の伝統的農村の多くの農民にとって、基本的配慮は古来から生活の安全、安定した生活資料の確保であって、余剰生産の拡大ではなかった。利用可能な土地が十分に残っている間は、単位面積当たり収量の引上げも必要ではなく、人口増加などにより生産を増やすなければならぬときは、もっぱら耕地の外延的拡大によりそれを達成した。農村社会の諸制度はこうした安定した社会の維持が可能になるように取り決められ、人々はそれら制度的枠組みのなかで生活を享受してきた。

1960年代後半に始まる稲作の革新技術は、人工灌漑施設の完備した水田で、専門生産された優良種子を購入して植え付け、化学肥料と農薬をふんだんに使い、農業機械、設備に大きく依存したいわゆる近代技術であった。こうした近代技術を導入したあかつきには、生産の目的はもはや自給ではなくたたず、市場販売でなければならなかつた。それまでさほど大きな価値のなかつ

た余剰生産の拡大が、新たに大きな意味をもつようになった。そして土地、労働、資本のいずれからみても粗放的であったそれまでの伝統的栽培方法は、一転して、生産要素のいずれをとっても集約的な栽培方法へと変化した。こうして、革新技術普及を契機として、それまで停滞的とみられた稻作農業の生産力が急激に伸びると同時に農業の商業化が進み、生産関係にも当然大きな変化が生じて農民社会全体がひとつの大きな変化過程に巻き込まれた、とみられる⁽¹⁾。

こうした展開は、たんに米作地帯にとどまらなかった。1980年代に入ると、トウモロコシのハイブリッド種子商業生産の開始とともに、新たにトウモロコシ栽培地帯が技術革新とそれに伴う商業化の影響下に含まれるようになつたからである⁽²⁾。

本章の課題は、かかる農業商業化により米、トウモロコシなどを生産してきた伝統的農村社会がどう変化したか、あるいは変化しつつあるとみられるかを検討することである。これまでにも、いわゆる「緑の革命」の農民、農業、農村へのインパクトに関しては多くの研究が行われ、幅広い分野における諸々の変化、変容が指摘されてきたが、それら諸側面の変化を総合したうえでの農村社会変化を論じたものは、まだ比較的少ない。

農業・農村変化の研究といえば、歴史的には農民層分解論があった。1960年代以降の第三世界の農業・農村変化についても、最近、農業社会変容(agrarian transformation) という概念枠組みのもとでそれを捉えようとする試みが地理学や人類学の分野でみられる。たとえば、J・ハリスたちは、「経済発展がもたらした構造変化過程は、貨幣および市場経済の拡大を進め、拡大した商業化が農民的生産様式を解体した。農業社会変容とは、この全過程を指す」としていわゆる農民層分解論をあてはめ、古典的理論との乖離に注目した。また、B・ホワイトは農業社会変容を農村階層分化(agrarian differentiation)として捉え、その概念枠組みを次の5項目にまとめた。すなわち、農村階層分化とは、(1)農村住民の間に差異を生じさせる、あるいは鮮明にさせるような変動過程であり、(2)ある農民が他の農民より富裕になるかどうかでは

なく、農業、農村経済のなかの商品関係の展開における農民間、農民と非農民間の関係の変化で、(3)質的であって量的ではなく、(4)農村経済の停滞、拡張、縮小の各局面で起こり、(5)農村社会の諸集団が、生産手段の支配に基づいて、自分または他人の労働生産物に権利主張をするその方法の永続的変化過程である、という⁽⁴⁾。これは、ホワイトが事例調査をもとに東南アジアの農業社会変容を捉える場合のひとつの視点として提示したものであるが、変化を農民層に限定しないで幅広く農村の諸階層とその関係とした点で大いに有効と思われる。

なお、研究の現状はまだ総合的、包括的接近に耐えうるだけ十分といえる段階ではない。本章でも、とりあえず変化に関する事例を整理しつつその意味づけを試みてみるつもりである。その場合対象は伝統的農村⁽⁵⁾に限定して、第1節で1960年代の農村の主要階層を確認し、第2節で60年代以降の農村階層の分化の実態を整理し、第3節で農村階層分化に関する簡単な考察を行う。

第1節 伝統的農村の主要階層

ここではまず、1960年代までの農村でみられた主要農村階層と階層間の関係を規定してきた制度、慣行の確認から始めよう。

1. 農家の類型とその比重

農村の階層とその構成は、そこで農家が栽培する作物の種類、経営形態、土地保有、栽培集約度などにより大きく規定される。その場合、特に重要なのは栽培作物の種類であって、農村階層構成が作物別農家類型に規定される部分は非常に大きい。そこでまず、フィリピンの農家を栽培作物によって類型化すると、どのような農家がどんな比重でみられるかみてみよう。

第1表は作物別農家類型を上位7作物まで示したものである。農業センサ

第1表 作物タイプ別農家構成 (1960年)
(%)

作物タイプ	農 家 数	農 場 面 積
米	48.1	40.0
トウモロコシ	17.5	12.2
根 菜 類	1.7	0.9
ココヤシ	20.3	24.9
砂 糖 き び	0.8	3.2
ア バ カ	1.7	2.7
コ ー ヒ 一	0.5	0.6
そ の 他	9.5	15.4
合 計	100.0	100.0

(出所) 1960年フィリピン農業センサス。

スでは農家ではなく農場になっているが、農場 (farm) とは、「(単独の経営者によって保有される) 作物栽培のために用いられた1000平方メートル以上の土地、もしくは20頭以上の大家畜または100羽以上の家禽飼育に用いられたなんらかの土地」と規定されるから⁽⁶⁾、農場を農家と読み替えてなんら問題はないであろう。また、農家を分類するに際しては、その面積の50%を超える栽培作物が何であるかにより判定したといわれる⁽⁷⁾。同表から明らかなように、1960年の農家類型では米作農家が全体の48% (104万戸) を占め、次いでココヤシ農家の20% (44万戸)、トウモロコシ農家の18% (38万戸) が続く。それ以外は根菜類農家、アバカ (マニラ麻) 農家、砂糖きび農家、コーヒー農家と続くが、その割合はそれぞれ全体の1~2%にすぎない。面積でみても米 (40%)、ココヤシ (25%)、トウモロコシ (12%) の3つの作物農家の比重が圧倒的に大きく、農家数、農場面積のいずれでみても全体の8割近くから8割5分を占めるという集中である。本章では米作農家とトウモロコシ農家を中心の農村を伝統的農村と規定するから、考察の対象は全農家の65%前後を占めることになる。

これら米作およびトウモロコシ農家がどういった性格の農家であるかは、ひとつには農家の経営規模が反映する。作物が同一である場合には、規模に

第2表 経営規模別・類型別農家および農場面積構成（1960年）

（%）

規 模 別 (ヘクタール)	全 農 家		米 作 農 家		トウモロコシ農家	
	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積
10.0以上	5.6	33.2	3.7	20.0	3.4	20.2
5.0～9.9	13.4	23.7	11.6	24.4	9.5	23.8
3.0～4.9	18.7	18.4	19.9	23.3	13.3	18.5
1.0～2.9	50.8	23.1	55.7	30.7	54.7	33.5
1.0未満	11.5	1.6	9.1	1.6	19.1	4.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 第1表に同じ。

より農家の生産目的が自給的か市場向けかの見当をつけることがある程度まで可能だからである。第2表によって1960年当時の規模別階層構成をみると、全国農家の半分が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の階層に集中し、3ヘクタール以上5ヘクタール未満を加えると7割に達することが分かる。米作農家の場合にはその傾向が一段と強く、5ヘクタール未満層に85%の農家が集中、トウモロコシ農家の場合は87%に達している。当時の生産力水準からすると、5ヘクタールの天水田を耕作する自作農家は家族労働を中心に經營を行い、自家消費に見合う収穫を手にすることができて、負債の必要がほとんどないといった水準である。この規模では、基本的に自給的生産の域を出るものではない。5ヘクタール以上10ヘクタール未満層になってはじめて多少の余剰が可能になる程度である。したがってここで、10ヘクタール未満層を大きく農民的であるとみても問題はないであろう。10ヘクタール以上層が米作農家でもトウモロコシ農家でもみられるが、これは明らかに商業的農家と考えられる。

土地保有形態は農家の生産関係の一端を示すものである。これによって農家を分類すると第3表が得られる。農家の類型としては自作農家、自小作農家、小作農家、無断土地占拠農家の4つが検出され、構成比は自作農が45%，自小作農14%，小作農40%，その他無断耕作農1%となる。ということは、

第3表 土地保有形態別・類型別農家および農場面積構成（1960年）
(%)

土地保有形態	全 農 家		米 作 農 家		トウモロコシ農家	
	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積
自 作 農	44.7	53.2	41.8	39.5	36.1	50.7
自 小 作 農	14.4	14.7	16.4	17.0	12.6	15.2
小 作 農	39.9	25.7	40.6	41.2	50.6	31.9
そ の 他	1.0	6.4	1.2	2.3	0.7	2.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 第1表に同じ。

1960年当時のフィリピン農村では、農家の54%は地主に対して小作料を支払う関係にあった、とみることができる。その傾向は米作農家になると一段と強く、自作農は42%で、反対に小作、自小作農が全体の57%を占めるに至っている。面積でみても米作農家の場合には小作農と自小作農の面積を合わせると全体の6割近くに達している。したがって、伝統農村における基本的生産関係は地主・小作関係であったといふことができる。

このようにみてくると、1960年当時の伝統的農村では、地主・小作関係に規定された生産関係のもとで、基本的に自給生産を目指した農民層が直接作物生産にあたっていたといえよう。

2. 農民階層

伝統的農村を構成した中心的階層といえば、いうまでもなく農民階層である。農民は一般に、マグササカ(magsasaka)とかマグブブキッド(magbubukid)あるいはまたマグアアラロ(mag-aararo)などと呼ばれた。サカ(saka)とは農地、經營地、ブキッド(bukid)も農地、アラロ(araro)は犁の意味であるから、農地を耕す人あるいは犁で土地を耕す人がすべて農民であった。

しかしそこには、人々の意識のなかに明確な2つの区分があった。ひとつはマイサカ(may-saka)というカテゴリーであり、他はワランルパ(walng

-lupa) あるいはワランサカ (walang-saka) と呼ばれるカテゴリーである。サカは農地であるから、マイサカとは土地もち農民、経営地のある農民のことである。これに対してワランルパは、ルパ (lupa) すなわち土地がない状態あるいはそういった状態にある人、すなわち土地なし農民を指す。調査中に村人に別の住民を指して「あの人の職業は何か」と聞くと、「マグアアラロ、ただしワランサカである」といった返答によく出くわす。つまり、農地は耕しているが自分の経営地をもたない、ということである。人々は、こうして農民の間に土地もちと土地なしという明確な2つのカテゴリーを設けて、常にそれを意識していた。

農業の商業化が進む前までの伝統的農村地帯にあって、最も基本的な生計手段は土地であった。土地所有権の有無もさることながら、それよりもまず耕せる土地があるかないか、つまり保有する土地の有無が、住民の生存条件との関連できわめて重要であった。ためにこの点が住民相互の間で明確に区別され、認識されていたのである。

われわれは農村にあって経営地なしとか土地なし農民と聞くとすぐに農業労働者であるとの印象をもつ。しかも、そうしたワランサカの数が非常に多く、とくに中心的農業地帯の農村では経営地もち農民と土地なし農民とが半々であったり、また土地なしの方が土地もちを上回るような場合も少なくなかった。にもかかわらず、1970年代まで農業労働者という言葉を伝統的農村で耳にすることは皆無に等しかった。砂糖きび栽培地帯など商品作物地帯では、早くから純然たる農業労働者がいて、スペイン語のオブレロ (obrero)、トラバハドール (trabajador) が使われてきた。しかし、米、トウモロコシなど穀物栽培中心の伝統的農村には、こうした用語はなかった。臨時雇労働者に対しては作業別にマナナニム (manananim—田植え労働者)、マンガガパス (manggagapas—収穫労働者) といった用語が、常雇労働者にはカトゥロン (katulong—農業手伝い)、カスッグポン (kasugpon—年雇) があるだけであった。最近、文献などで農業労働者にマンガガワ (manggagawa) という用語が当てられているのに出くわすことがあるが、これは、1970年代までの農

村で農民から聞くことの全くなかった用語である。

耕作すべき土地の有無は、家族関係あるいは家族サイクルにおける位置などにより大きく影響された。また、経営地もちといつても、その規模、土地に対する権利関係により、その意味が大きく左右される。

土地なし農民には、一般に、親から独立したがまだ耕地(自作地あるいは小作地)の相続の機会がなく、したがって当面は耕地をもたない農家の息子世代の農民を中心に、極零細耕地の耕作民、劣等地、限界地を保有・耕作するが大半は他の農民に雇われて賃労働に参加するいわゆる雇農、地域間の栽培時期のずれを利用して各地を渡り歩く移動労働者、農業、非農業の雑多な雇用機会に就労する雑業者層まで含まれる。こうした土地なし農民の数がどのくらいになるかは、いずれも推定の域をでないが、1970年当時で農村世帯の約4割、つまり農家3に対し土地なし世帯2の割合であった⁽⁸⁾。

経営地をもつ農民とこれら土地なし農民の関係を規定したのが農民の農業雇用労働依存慣行である。伝統的稻作のもとでは、栽培のための農民の労働投下量は非常に少なかった。1ヘクタール当たりわずか60～80人・日にすぎなかつたが⁽⁹⁾、そのうち田植えと収穫は例外なく雇用労働に依存した。田植えについては、通常、村内にカビシリヤ(kabisilya)と呼ばれる田植え労働者の手配師がいて、農家の要請に従って労働者を送り込んだ。収穫については全くオープンで、希望者は鎌を1本もって収穫が予定されている水田に集まり、自由に参加して所定の分け前にあづかることができた。農民が自分の水田の収穫に参加しても、労働者と同じ現物賃金を取得するだけであった。また、農民に収穫を身内だけでやれば取り分が増えることにならないかと聞くと、農民の答えは決まって「天の恵みは個人で独占すべきではなく、隣人と分かち合わねばならない」ということであった。「雇用と所得の分かち合い」(employment and income sharing)の倫理である。こうしたことがすでに慣行となり、土地をもつ農民と土地なし農民の関係を取り結ぶ基礎となっていた。

このようにみると、土地もち農民と土地なし農民の間は、世代によっ

て交替もするし、明確に区別できるというよりも連続したものとみるべきであるように思われる。その意味で、両者はひとつの階層と捉えることができると、むしろ区別すべきではないといえそうである。

3. 地主階層

次に地主階層である。地主は一般にマイアリ (may-ari) またはプロピエタリオ (proprietario) と呼ばれる。これら地主の所有地規模がどの程度かを正確に示してくれるデータはない。先の第3表によると、小作地率は1960年に全農場の26%であるから、全体の4分の1程度にすぎない。しかし、実際にはそうみると正しくない。これを地域的にみると、ミンダナオ島、スル諸島、サマール島、パラワン島など東ビサヤから南部フィリピンにかけて小作地率は低いが、中、西ビサヤからルソン島など北部、中部フィリピンではそれがかなり高くなる。とくにルソン島でも中部ルソン平野部とマニラに隣接する南部タガログ諸州、西ビサヤのパナイ島など中心的農業地帯では、たとえばパンパンガ州の81%を最高にヌエバ・エシハ州、プラカン州の61%，タルラク州の56%，パンガシナ州の43%で、平野部全体の平均は60%を超える⁽¹⁰⁾。バタンガス、カビテ、ラグナ、リサール、ケソンの南部タガログ5州の平均は43%，パナイ島のカピス州は49%，イロイロ州43%である。これら小作地に自小作地の小作地部分を加えると、中心的農業地帯の小作地率はゆうに5割を超えるわけである。このように基幹地域で小作地率が高いということは、地主的土地位所有のウェイトが全国平均の数値が示唆する以上に大きいことを物語るとみななければならない。

一口に地主的土地位所有といっても、それにはさまざまな規模、形態、性格のものが考えられるが、フィリピンの場合の特徴はやはり大土地所有制に求められる。第2次大戦後間もなく行われた一調査によると、フィリピン全国における50ヘクタール以上地主はざっと1万4000人、その所有面積は約240万ヘクタールとなっている⁽¹¹⁾。これは当時の全農場面積の42%に相当した。

1973年に農地改革省が公表した米・トウモロコシ栽培地についての数値によると、50ヘクタール以上の小作地を所有する地主が2982人みられ、その所有面積は48万4758ヘクタールであった⁽¹²⁾。うち100ヘクタール以上地主が半数近い1374人、所有面積37万5654ヘクタールであったから、地主1人当たり平均273ヘクタールとなる。1971年農業センサスでは、米作およびトウモロコシ作農場を合わせると415万5042ヘクタールであるから、50ヘクタール以上地主所有地では12%，100ヘクタール以上地主では9%を占めることになる。もっとも、農地改革省の数値は地主が改革を逃れるために名義分割をした後の数値であること、名寄せが行われていないことの2点から不当に地主数が増えており、しかも小規模地主が多くなっている。この点を考慮すると、大規模地主の比重は上記数値を大きく上回るとみなければならない。

第4表によると、これら大規模地主は地域的には第IIIおよび第IV地区、つまり中部ルソンと南部タガログ地区という高生産力地帯に集中することが分

第4表 米・トウモロコシ栽培地における100ヘクタール以上地主の行政地区別構成（1973年）

広域行政地区	構 成 比 (%)		地主当たり平均規模 (ヘクタール)
	地 主 数	面 積	
I(イロコス)	3.7	4.2	312
II(カガヤン)	6.8	7.8	312
III(中部ルソン)	38.1	35.3	253
IV(南部タガログ)	13.9	19.9	392
V(ビユール)	10.0	7.1	194
VI(西ビサヤ)	3.9	2.5	175
VII(中ビサヤ)	5.9	4.6	212
VIII(東ビサヤ)	3.1	4.5	393
IX(西ミンタナオ)	0.7	0.5	197
X(北ミンタナオ)	9.5	9.4	271
XI(南ミンタナオ)	4.2	4.1	265
全 国	100.0	100.0	273

（出所） DAR, Planning Service, Report as of June 30, 1973年, 19~20ページ（滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所, 1976年, 150ページより再引用）。

かる。全国100ヘクタール以上地主1374人中524人(38%)が中部ルソン、191人(14%)が南部タガログ地区でみられ、両者を合わせると人数で52%，面積では55%がここに集中するからである。

これら大土地所有は、主として18世紀後半以降の商品生産展開過程で形成された。その場合、系譜的には買戻し権利付き売買(pacto de retroventa)に代表されるような高利貸的土地兼併と王領地の下賜、払下げなど特權的土地区分の2つが重要である。中部ルソン一帯の大地主には「ハシェンダ的」大土地所有と「分散的」土地所有の2つのタイプがあるとみられるが⁽¹³⁾、系譜的には前者が主に特權的土地区分によるものであり、後者は高利貸的土地兼併と大体一致する。

こうした地主の大土地所有の他に、規模でいって10ないし20ヘクタール程度の土地あるいはそれ以下の零細耕地を所有する地主がいる。小自営業者が景気変動からの生活防衛、子供たちへの財産分与を目的に保有する小土地所有、公的機関あるいは民間会社の退職者、退役軍人などの老後の生活保障のための土地所有である。全国のどこにでもあって、その数が非常に多い、いわば生活防衛的零細耕地所有である。これを大土地所有の2タイプと合わせると、少なくとも3つの類型を認めることができる。

第5表 類型別、規模別地主分布

規 模 別 (ヘクタール)	在 村		中 間		不 在	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
300以上	—	—	—	—	7	23.3
100~299	3	5.9	11	35.5	6	20.0
50~ 99	5	9.8	9	29.0	6	20.0
25~ 49	18	35.3	7	22.3	7	23.3
25未満	25	49.0	4	12.9	4	13.3
合 計	51	100.0	31	100.0	30	100.0

(出所) Bernal, Enriqueta A., *The Role of Landlords in Philippine Agricultural Development: An Exploratory Study*, M. A. thesis submitted to the College of Agriculture, University of the Philippines, 1967年5月, 36ページ。

以上のように、米作地の地主的 土地所有が大きな比重をもつこと、それには少なくとも 3 つのタイプが認められることが確認された。次に地主の類型であるが、これについての唯一の手掛かりは、E・ベルナルの地主調査である⁽¹⁴⁾。そこでは、農地所在地の近くに居住していて直接管理が可能と考えられる地主を在村型、農地所在地から遠く離れて住んでいて農地の管理が直接には不可能な地主を不在型、その中間の地主を中間型として分析を試みた。

第 5 表は地主類型と土地所有規模との関係を示したものである。これによると、地主数では在村型の比重が圧倒的に高いが、所有地規模との関連では、在村型は51人中43人が50ヘクタール未満層に集中して規模が最も小さいことが分かる。もっとも100ヘクタール以上層に在村型が3人みられるが、在村型全体の平均は37ヘクタールにすぎないということであるから、この型の地主は大半が零細耕地所有であると推察される。これに対して不在地主は100ヘクタール以上層に13人、うち7人は300ヘクタール以上層であるから、規模がいかに大きいかが分かる。現に不在型の地主 1 人当たり平均規模は288ヘクタールとなっていて他の 2 類型から隔絶した大きさである。しかし同時に、50ヘクタール未満層にも11人の地主がみられ、一口に不在型といってもそこに大規模地主と小規模地主の両方が含まれていることが分かる。したがって、300ヘクタール以上層に限ると、不在地主は平均数百から1000ヘクタールにも達する大地主であることが推察されよう。ここから、不在大地主というタイプが検出される。同時に、50ヘクタール未満層には、在村型と不在村型の両方の小地主がみされることも確認される。

また、中間型の地主は 3 分の 2 が50ヘクタール以上層であるが、不在大地主に比べると規模が相対的に小さくなる。そこで、50~99ヘクタール層と100~299ヘクタール層を合わせると41人が中規模地主になるが、そこには在村型と中間型および不在村型の 3 形態が含まれる。しかし、その性格は基本的には地方都市在住の地主と推察できる。これらを先に確認した不在大地主と在村・不在村小地主の中間として在郷地主と呼ぶことにしよう。ベルナルの調査にもとづいてここでこれら地主の小作地管理形態をみると、不在大地

主と在郷地主の大半は差配人をもっていることが知れる⁽¹⁵⁾。これに対して在村・不在村小地主は地主自身ないし地主の家族が直接管理・運営にあたる。

地主が小作人を支配する方式が小作制度である。これには主要なものとして2つの形態があって、ひとつは収穫物を一定の比率で分け合う分益小作制であり、他は現物または現金により定額の小作料支払いが要求される定額小作制である。この小作制度には地主の類型との大きな対応関係は認められない。1960年センサスによると、小作地全体を100とした場合、分益小作地が86%，定額小作地が7%，その他が7%という構成であった。

最も一般的な分益小作制の特徴は、地主が農民経営に介入するという点である。刈分小作制のもとでは収穫と同様に費用も折半負担されるが、地主が介入するのはこれら折半負担対象費目（種子、田植え、収穫、肥料、水利代金）である。たとえば、ベルナルの調査によると、作付品種と化学肥料使用に関する決定を小作人が行う場合は3割弱にすぎず、逆に地主もしくは差配人が決定する場合が5割、残る2割が地主と小作人の話し合いによるとなっており、脱穀、その日取り、裏作、作付地の選択などにおいても3～4割は地主もしくは地主と小作人の間での話し合いによるといわれる⁽¹⁶⁾。また、脱穀については一般に地主が脱穀場を指定し、そこに刈り取った稻を集めて地主の脱穀機により脱穀され、その経費は小作人の取得分から徴収される。水利についても、不在大地主地帯では、地主側が灌漑施設を敷設してその維持管理から給配水にいたるまでの運営・管理をすべて行い、小作人から水利費を徴収する。

分益小作制のもうひとつの特徴は、生活保障的側面をもっている点である。この制度は、収穫物を折半するわけであるから農民の増産に対する意欲を大いに減退させるし、小作料率でみると著しく高率であることは否定すべくもない。しかし、その反面で農民の最低限の生活を保障する機能をもっている。なぜなら、分益小作制のもとでは一般に地主は小作人に宅地を無償で提供するし、食糧に困れば粋米を、現金に窮すればそれを貸してくれる。ベルナルの調査によれば、地主の大半が小作人に対する宅地の無償供与、食糧、信用供与を義務と認識している、ということである⁽¹⁷⁾。この他にも、地主は農民

が収穫直前の水田から自家飯米用の稻を刈り取るアガッド慣行を認めているし、裏作の自由栽培、稻堆場所あるいは脱穀場での落ち穂拾いにも干渉しないという⁽¹⁸⁾。もちろん、地主からの借入れは、収穫時に粋米で決済されし、その場合かなり高い利息が取り上げられる。しかも端境期と収穫期の粋米価格差が地主側に有利に作用して、見かけ以上の大きな利益をもたらしていることはいうまでもない。

第2節 農村階層分化

1960年代末以降、農村の階層構成に大きな変化傾向がみられるようになってきた。こうした変化の要因が何で、農村の諸階層がどう変化しようとしているのか、その方向はどうかについて、以下で検討する。

1. 変化要因

農村階層分化の直接的要因は、伝統農業の商業化であった。商業化をもたらしたのは、戦後の工業化の進展であり、農地改革であり、農業技術革新であった。

フィリピンの産業別国民所得構成をみると、1951年に第一次産業部門が43%，第二次が15%，第三次が42%という構成であった⁽¹⁹⁾。1989年ではそれらの比率が27%，31%，42%となっている⁽²⁰⁾。この間に第三次産業部門の比重は変化していないが、第一次と第二次産業部門の比重が大きく逆転し、農業が最大の産業部門でなくなった。就業人口でみると、第二次産業部門の就業人口は1950年代から今日まで不変であるが、農業部門のそれは60%から45%へと大きく減少し、その分が第三次産業部門に吸収されたとみられる⁽²¹⁾。

こうして農村から都市に向かっての人口流出があったわけであるが、その

結果が都市人口の急増であった。全人口に占める都市人口の比率は1960年に30%であったのが⁽²²⁾、その後着実に上昇を続けて90年には43%となっている⁽²³⁾。こうした農業就業人口比率の減少、都市人口比率の上昇は、食糧など農産物に対する市場の拡大であり、農民の余剰生産拡大を刺激するものであった。

次に農地改革である。伝統農村で広範な展開をみた地主制は、確かに農民の最低限の生活を保障する機能をもってはいたが、高率小作料、価格収奪、経営介入を通しての農民の地主への隸従とそこでの収奪をもたらした。ために、農民の土地要求は根強く、土地所有の著しい不均等は打ち続く社会不安の根本原因であった。加えて、分益小作制のもとでの農民の経営自主性の制約、小作権の不安定性などが農業近代化とそれによる生産力展開を大きく阻害した。マグサイサイ、マカパガル、マルコス、アキノと続く歴代政権が、常に農地改革を最優先政策課題にしなければならなかったのはそうした社会不安の根源を取り除くためであった。

安定した中間階級の形成を目指した自作農創設の試みは、決して容易には達成されなかつた。ために法律制定が繰り返され、すでに40年近い歳月をかけて農地改革が継続実施中である。とはいっても、農地改革実施そのものがすでに一定の影響をもたらしたこととは紛れもない事実である。第1に、小作制度が分益制から定額制に大きく移行しつつある点を指摘できる。センサスの数値によると、全農場面積に占める分益小作地の割合が、1960年の86%から80年の78%へと減少し、逆に定額制が7%から16%へと増大している⁽²⁴⁾。この数値だけでは増減幅は決して目覚ましいとはいえないが、これを地域別にみると中部ルソンや西ビサヤといった中心的農業地帯で変化が顕著に認められることに注目しなければならないであろう。第III地区では小作地全体に占める定額小作地率が1960年の9%から80年の49%へと大きく上昇してついに分益小作地率を上回ったし、また第VI地区でも定額小作地率が10%から37%へと大幅にその比重を増したからである⁽²⁵⁾。

第2に、地主の農民支配の弛緩である。分益小作制度のもとで地主は、水

利や脱穀の統制、信用貸付を軸に小作人の経営を支配するだけでなく、生活全般に大きな影響力を行使してきた。しかし、定額制に変化したことにより、こうした統制、サービスがすべて停止ないし廃止された。それによって地主の農民支配は要諦を失い、勢力は大きく後退した。と同時に、それを農民側からみると経営の自主性の回復であった。不在大地主の場合には、地主権力を支えていたのは地主雇入れの私兵集団であった⁽²⁶⁾。これら地主は、1970年代の戒厳令直後の私兵武装解除により、権力の物的基盤を失った。と同時に、農地改革計画に沿って1筆ごとの土地区画の所有者（地主）と耕作者（小作人）の確認が行われ記録されたが、これにより地主と小作人の関係が私的なものから公的なものに変わった。それは明らかに小作権の安定をもたらした⁽²⁷⁾。

1960年代後半に始まる稻作技術革新は、地主制の変質とともに着実に進行して、新品種の栽培は80年代末までには全稻作面積の9割近くにまで広がった⁽²⁸⁾。その結果、徹底して粗放的であった稻の栽培が、投入財、機械・設備に大きく依存した集約的栽培に一変した。もちろん、生産の目的は市場販売であり、販売余剰の拡大が意思決定の重要な基準となった。1970年代以降の収量改善は目覚ましく、面積を増加することなく生産の増大が続き、70年代末までには食糧自給体制が確立した⁽²⁹⁾。

1980年代に入ると米に継いでトウモロコシ栽培にも技術革新の波が押し寄せることになる。米が自給されるようになってからはそれまで米の補助、代替食糧であったトウモロコシが飼料穀物として新たな価値を認められたこと、ハイブリッド種子の商業生産が始まったこと、政府が家畜飼料用トウモロコシの増産計画を推進したことなどによる⁽³⁰⁾。

こうして、稻作地帯およびトウモロコシ栽培地帯の農村部に種子、肥料・農薬、機械・設備、資金などに対する大きな市場が形成された。また、技術普及の結果生産が大幅に増大した。こうした事態をめぐって各地の地方都市、田舎町で商業、金融活動が活発化した。こうした商業化の進展が、農村社会を大きく変化させつつあるとみられる。

2. 農民階層の変化

農民階層についてみられる最も顕著な変化は、経営地のある農民とない農民から構成されていた農民階層が、農業商業化の進展とともに次第に分化してはっきりと別々の階層を構成するようになったことである。稲作生産力の上昇で経営地をもつ農民は余剰生産を拡大し、所得を増大させる機会を得た。しかし、経営地のない農民にはそのような機会がないばかりか、賃金率は1970年代から一貫して低下傾向にあり⁽³¹⁾、所得の維持、拡大のためには非農業部門への進出が不可欠であった。

まず農民層からみてみよう。農業商業化の過程でまっさきに起こった大きな変化は、一部農民の耕作放棄であった。傾斜地、低湿地、瘠薄地などいわゆる限界地を耕作するもの、経営規模が零細すぎるもの、當農資金借入れのための信用源のない農民は、生産の商業化過程でまず耕作を停止あるいは放棄せざるをえなかった。資本投入を増やしてもそれに見合うだけの生産増大がないために、経済地代分が出てこないからである。そうした農民にとっては、相対的に高価な種子を購入し、肥料、農薬代、水利費を支払っても負債が累積するだけである。したがって農業を続けるよりも耕作を放棄して労働者になった方が賢明である。また、こうした劣等地の耕作農民でなくとも、ちょっとした不作、凶作を契機に負債が嵩み、支払いができなくなつて農業を放棄する場合もある。こうして、稲作の商業化に伴い多くの農民は次々に労働者に転落した。

他方、灌漑された優良地を耕作する、相対的に規模の大きい農民は、新しい技術の導入により余剰生産を大きく拡大して、大幅な所得増大を達成した。こうした農民の間にみられるひとつの傾向は、不耕作農民の出現である。たとえば、高橋は1970年代初めの段階すでに日本の羽織百姓に似た「バロン小作」(barong tenant) 出現の傾向を指摘し、小作権強化と農業所得向上の当然の帰結のひとつである、とした⁽³²⁾。速水・キスンビン・アドリアノらもま

た，最近，中部ルソンや南部タガログの主要農業地帯における不耕作農民の増大傾向を指摘している⁽³³⁾。その証拠として取り上げたのが，国際稻研究所農業経済部のDIS調査のデータで，それによると1977年から87年の11年間に行われた耕作権の質入れあるいは売却は，ラグナ州の調査村では31区画，27.8ヘクタール，ヌエバ・エシハ州の村では20区画，22.3ヘクタールに及んだことになっている⁽³⁴⁾。ここでいう耕作権とは，具体的には土地移転証書(CLT)ないし定額小作権利書を指しており，その質入れ，売買は，農民の窮乏化の反映ではなく，農地改革受益農民が農業を他人に任せて自らは非農業部門で小さな事業を始めたり，海外出稼ぎ，子弟の教育費調達のための資金づくりであったという⁽³⁵⁾。彼らは，そうした傾向が農地改革による小作料定額化と技術革新による収量増大が農民の所得増大をもたらし，農場における労働の非効用を高めて農民を農業以外の分野での小事業，商品取引などに向かわせた結果であるとみる。もっとも，農民が土地移転証書や定額小作権利書を売却してその土地の耕作をやめるのであれば脱農であるように思えるし，質入れした証書，権利書が流れればやはり農民でなくなる。その意味では，上記データのすべてが必ずしも農民の不耕作化を示すものばかりではないように思われる。

農民階層のなかにはごく一部に技術革新の恩恵を受けて上向した農民もいた。しかし，大半は商業化の進展するなかで未だ農民層にとどまっている。また，かなりのものが労働者に転落していったとみられる。

3. 労働者階層

こうした展開のなかで，以前から続いてきた田植えと収穫における雇用労働依存慣行も，大いに変化した。ひとつは，従来参加になんらの制限もなかつた収穫労働制が，1970年代以降非常に制限的になった。ガマ(gama)，アトルガ(atorga)，サゴッド(sagod)と呼ばれる慣行がそれである。そこでは，ある圃場の収穫労働に参加する権利は除草作業をやった人だけに制限的に与え

られる、というものである。となってくると、収穫作業に参加して生産物の一定割合を労働報酬として受けとる権利をもっているかどうかは、農村部での生活に決定的意義をもった。

労働慣行の変化は新しいタイプの常雇契約をもたらした。フィリピンでは、稻作における雇用労働慣行は臨時雇が中心で、常雇は非常に限られていた。しかし、大塚らによると、中部ルソンで近年注目されるのは新しい形態の常雇労働契約の普及である、とする⁽³⁶⁾。そこでは「常雇労働者は独身もしくは家族もちで、雇用者の農民の屋敷地内または近くに掘立て小屋を立てて住み、予め取り決められた農作業に従事する。もちろん彼は雇主の農場以外で臨時雇労働者として働き、常雇労働者としての取得を補うことは、認められている。常雇労働者の報酬は作業の範囲、経験、技能程度によって異なるが、年間糀で10から30カバンもしくは収穫量の10%，というのが相場」、という⁽³⁷⁾。こうした労働契約はヌエバ・エシハ州、ブラカン州、パンパンガ州の灌漑地域でよくみられ、時期的には1970年代以降急増傾向にあり、それをもたらしている要因は農地改革の実施、稻作新技術の普及、耕作権の都市地域住民への移転とされる⁽³⁸⁾。すなわち、土地移転証書や定額小作権利書は、相続による農民の子供たちへの譲渡は認められるがそれ以外は一切認められないから、農民が資金を獲得するためには耕作権を売り渡すしかない。

その場合、耕作権の買い手は田舎町、地方都市に住む商人、金貸しであるから、自分自身では耕作せず、かといって臨時雇労働者を雇用したのでは栽培がうまくいかない。栽培の集約化により、農作業のなかに肥培管理という、単純労働と異なる性質の作業が含まれるようになったからである。田植え、刈取り、脱穀などの作業は通常の雇用労働慣行あるいは機械による農作業請負業者に依存することができますが、肥培管理は臨時雇労働者に任せることはできない。これには、栽培期間ないし年ぎめの常雇労働者を必要とする。そこで最近みられるようになったひとつの形態が、ポルシエントゥハン（por-sientuhan）あるいは半小作人的労働者（semitenant-laborer）である、という⁽³⁹⁾。これは生産物から一定の分け前（通常10%）をもらうのを条件に農場の

特定の作業過程を任されるケースで、ある意味で小作人に非常に近い。小作人との違いは、小作人が一定の項目を除き経営全般の主体性が一応認められるのに対し、ポルシエントゥハンは労働配分において自由裁量が認められるだけで、経営についてはそれが全く認められない点、それに契約期間が前者の場合特に限定されないのに対して、後者は1作期に限られて雇用が不安定な点である。

このように雇用労働慣行が制限的になり、ポルシエントゥハンのような常雇労働契約が一般化してくるとなると、土地もち農民と土地なし農民の間の差異が明確化するであろう。しかも、農村における土地なし層の数は急増しているのであるから、かれらの農業部門への雇用競争は激化し、いきおい非農業部門への雇用が大いに進むであろう。こうして土地なし層全体として農業との接点が縮小し、労働者層として農民層から別の階層を形成するようになった、と考えられる。

4. 地主階層の対応

農地改革と農業商業化が進むなかで、地主の対応も多様であった。しかし、ごく大雑把にみて3つくらいの流れがあったといえよう。第1に、所有地の小作地経営から商業作物栽培あるいは不動産業への転換である。農地改革の対象が実質的に米・トウモロコシ栽培の小作地に限定されていたために、地主はしばしば砂糖きびなど米・トウモロコシ以外の作物栽培、あるいは農地を宅地分譲地、工業団地に切り替えたりした。改革逃れのための作目および地目転換である。また、マルコス政権は大地主の小作地解放を促進するために未墾の公有地と農地改革対象小作地の交換を打ち出した。それに積極的に反応したのは大地主であった。彼らのなかには、パラワン島などに広大な土地を確保し、商品作物栽培あるいは商業的牧畜を始めたものもいた。これらは主に不在大地主であった。

第2に、地主が小作地を引き揚げて直接あるいは間接に経営に乗り出す場

合である。地主直営の場合には、小作人は従来の小作契約に代わって雇用労働契約を結ぶことになった。地主によっては引き揚げた農地を企業に貸し付け、企業が別会社を作つて種子、その他の商業生産を始めた。在村・不在村小地主の中には、常雇労働者、農業手伝いを雇い入れて稻作を続けるもの、手作り地主化したものがみられた。また、零細耕地所有地主の場合、多くは地主経営にとどまった。7ヘクタール未満の小作地については小作制度を分益制から定額制に転換するだけで、小作地はそのまま認められたからである。

第3に、地主の商業、金融業への転進である。稻作農業の集約化により種子、投入財、機械・設備、資金需要が拡大した。生産が増大し商品化が進んだ結果、販売取扱い量、精米量、乾燥・貯蔵量が急増した。こうした状況のなかで、ある地主は種子栽培、投入財、機械販売、農民融資活動に、そしてまた別の地主は機械による各種農作業の請負業、米穀仲買業、運送業、乾燥・貯蔵サービス業に進出した。

地主の農業投入財・サービス供給、生産物加工販売への進出は、在郷地主、在村・不在村小地主の間でよくみられた。

この分野への進出において特徴的なのは、各種事業のアグリビジネス的統合である。田舎町、地方都市では個別の事業だけでは経営的にすぐ頭打ちないし事業量不足になることが大いに予想される。そうした限界を突破する方法が、いくつかの関連事業を兼営することである。たとえば、B・フィーガンの調査地のあるブラカン州サンミゲル町の村では、夫が種子栽培、種子・肥料・農薬供給、耕耘機による賃耕請負業、それに田植え費用の貸付を行い、妻が米の仲買、脱穀機による賃脱穀業に従事するケースが報告されている⁽⁴⁰⁾。また、筆者の調査地のヌエバ・エシハ州ギンバ町では、農村銀行の経営者が肥料・農薬販売と大型機械による農作業請負業を兼営するケースがみられるし⁽⁴¹⁾、イロイロ州ミナ町でも不在村小地主の1人が農村銀行の経営の他に精米・乾燥・貯蔵業、肥料・農薬販売、賃脱穀請負業、種子栽培を一手に経営している⁽⁴²⁾。

4. 「商業エリート」層の台頭

地主階層の一部のものは、先にみたように、種子、投入財、機械・設備の供給、精米、乾燥、貯蔵、加工、販売など、農業関連産業に進出した。農民階層のなかからも、技術革新のおかげで生産と所得を大幅に伸ばしたもののなかには、しばしば農業経営を手伝いなど常雇労働者に任せて自分は小事業に進出するものもみられた。金貸しも脱穀機を購入して貢脱穀を始め、より安定した貸し金取立てを可能にしたものもあった。彼らは、技術革新の普及に伴って農村部に発生した種子、投入財、機械設備、金融、サービス需要に対する供給者である。これらはこれまでになかった新しいタイプの階層である。それらをここで「商業エリート」と一括しておこう。

かつて E・H・ジャコビーは、多国籍企業の展開に特徴づけられた新資本主義発展のもとでの第三世界農業と農村の変化を論じて、農村のエリートが従来の土地所有に基づいた地主エリート (landed elite) から多国籍企業の下請的存在としての商業的エリート (commercial elite) に移行しつつあるという点を指摘した⁽⁴³⁾。本章でいう「商業エリート」はそれとまったく同じではないが、1960年代以降の農業商業化の過程で進んだ農村の事態を背景に、一種の「商業エリート」と呼べるような新しい商人階層の台頭が顕著に認められるということである。農業が投入資材、サービスに大きく依存するようになっているだけに、これらの階層が農民に対して新たに大きな影響力をもつようになった。この点は大いに注目されなければならない。

第3節 若干の考察

以上みてきたように、フィリピンの農村階層構成は、伝統的農村では地主階層と農民階層の2つからなる単純なものであった。しかし、最近の四半世

紀くらいの間に大きな分化が進み、非農業部門への傾斜を強めたいくつもの新しい階層が誕生し、全体を構成するようになった。それをどういう性格のものとみて、いかなる説明を与えるかが残された課題である。

速水・菊池は、1980年代の初めに、フィリピンとインドネシアの事例研究に基づいてアジアの農村経済が農民層分化か両極分解かの岐路に立たされているとし、どちらかというと階層分化の方向にあることを示唆した⁽⁴⁴⁾。ところが最近、速水・キスンビン・アドリアノらは、フィリピン米作農村では農民の不耕作化の進展と労働契約の長期化、常雇労働契約の普及という最近の傾向から、生産構造が不耕作農民・半地主対農業労働者の関係、つまり二極化に向かいつつあるとした。こうした農業の構造はインドの農村でみられるものに非常に近いということから、フィリピンのそれを「インド化」(Indianization)と呼んでいる⁽⁴⁵⁾。これは明らかに両極分解論であって、初期の主張と大きく対立するものであるが、それに対する説明は見当らない。いずれにしても速水らの議論は農村の主要階層が不耕作農民と彼らが雇う労働者の2つに分かれるという主張とみることができる。

これに対してB・カーネブリートは、1960年代から継続的に調査を繰り返しているヌエバ・エシハ州タラベラの農村での観察をもとに、資本家、小商人、農民、労働者の4つの主要階層を検出した⁽⁴⁶⁾。なお、ここには地主層が含まれないが、それはかつての大きなハシエンダが農地改革の実施により解体したことによるものである。

また、B・フィーガンは同じ中部ルソンのブラカン州サンミゲル町の調査村における観察から、地主、農民、農村資本家、土地なし農民の4階層構成について報告している⁽⁴⁷⁾。

J・マックアンドリュウは、マニラの南側に隣接するカビテ州の村落で、5つの階層への分化を検出した。地主、借地人、下小作人、労働者手配師、農業労働者である⁽⁴⁸⁾。そしてマックアンドリュウは、急進的政治経済学の伝統では、農業の資本主義化に伴い農民層が大規模商業的農家と土地なし労働者に両極化するというのがこれまでの共通理解であったが、自分の調査地

であるカビテではそういう展開はみられず、階層分化の方向であるとしている。

以上はごく限られた事例にすぎないが、このようにみてくると農村階層は近年複雑化の一途を辿っているかの印象を強く受けるであろう。特徴的なことは、おそらく、地主と農民の二つの階層から成り立っていたフィリピン農村の階層構成が、農民層のなかの農民と労働者の区別が明確化して別々の階層を構成するようになった点、もうひとつは、地主階層が新たな環境変化のなかで、地代収受あるいは土地所有のプリスティッジ、あるいはまた財産価値に重点を置く地主と、土地を資本に変えて積極的に事業経営を企てるなど、商人的あるいは小資本家的な新たなタイプの階層に分かれた点、とみることができそうである。これはしかし、決して農民層分解論と逆の方向でも、また階層構成の複雑化する方向でも何でもない。むしろ、非農業部門が農業を捉えていく過程であり、農民層が限りなくやせ細っていく過程とみるべきであろう。つまり、典型的な両極分解のかたちではなく、階層としては複雑さを増しながら、しかし結局は農民層が解体、消滅していく方向であるように思われる。

これを証明するためには、もっともっと豊富なデータの提示が必要なことはいうまでもない。なかでも重要なのは農民の就業構造の研究であろう。それにより、農民が実質的に農民ではなく非農業部門に大きく依存した、その意味で多分に労働者に近い存在に近づいている姿を浮き彫りにすることができるからである。

[注] —————

- (1) 梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』アジア経済研究所、1991年、309～342ページ。
- (2) 梅原弘光編『東南アジア農業の商業化』アジア経済研究所、1989年、185～228ページ。
- (3) Harriss, John; Barbara Harriss, "Agrarian Transformation in the Third World," Gregory, D.; R. Walford編, *Horizons in Human Geography*, ロン

- ドン, MacMillan, 1989年, 260ページ。
- (4) Hart, G.ほか編, *Agrarian Transformations: Local Processes and the State in Southeast Asia*, パークレイ, University of California Press, 1989年, 19~20ページ。
- (5) 伝統的農村とは、あまり厳密ではないが、フィリピンで古くから広範囲にみられるタイプの農村という意味である。具体的には食糧作物栽培が中心になっているような農村であるから、ここでは米作農村、トウモロコシ栽培農村を指すことにする。
- (6) Bureau of Census and Statistics, *Census of the Philippines 1960, Agriculture* (Vol. II Summary Report), マニラ, 1965年, 11ページ。
- (7) 同上書, 12ページ。
- (8) 梅原弘光「フィリピン・パナイ島米作農村と非農家層」(滝川勉編『東南アジア農村の低所得階層』アジア経済研究所, 1982年) 265ページ。
- (9) 石川滋「アジア農村雇用問題——農業生産内部での解決の可能性——」(『経済研究』第30巻第2号, 1979年4月) 149ページ。
- (10) 梅原編『東南アジアの土地制度と……』316ページ。
- (11) Sorongon, A.P., *A Special Study of Landed Estates in the Philippines*, マニラ, USOM/ICA, 1955年。
- (12) 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所, 1976年, 150ページ。
- (13) McLennan, M.S., "Land and Tenancy in the Central Luzon Plain," *Philippine Studies*, Vol. 17, No. 4, 1969年10月, 651~682ページ。
- (14) Bernal, Enriqueta A., *The Role of Landlords in Philippine Agricultural Development: An Exploratory Study* (M.A. thesis submitted to the College of Agriculture, University of the Philippines, 1967年5月)。ベルナルは、1965年に中部ルソンのラカン州とヌエバ・エシハ州で小作農率の高い町を選び、課税台帳をもとに5ヘクタール以上の土地所有者120人を抽出してインタビューを行った。そうして収集した情報を分析し、修士論文にまとめたのが同書である。なお、この論文を要約紹介したのが、梅原「フィリピン農業発展における地主の役割(I)」(『アジア経済』第11巻第4号, 1970年4月), および「同(II)」(同第12巻第2号, 1971年2月)である。
- (15) Bernal, 同上書, 49ページまたは梅原「フィリピン農業発展……(I)」114ページ。
- (16) Bernal, 同上書, 66ページまたは梅原, 同上論文, 117ページ。
- (17) Bernal, 同上書, 44ページまたは梅原「同(II)」, 67ページ。
- (18) Bernal, 同上書, 40ページまたは梅原, 同上。
- (19) National Economic Council, *The Statistical Reporter*, Vol. 2, No. 2,

- 1958年4月、13ページ。
- (20) National Economic and Development Authority, *1990 Philippine Statistical Yearbook*, マニラ, 1990年, 3~26, 27ページ。
- (21) 同上書, 11~10ページ。
- (22) Hill, R.D. 編, *Southeast Asia: Systematic Geography*, クアラルンプル, 1980年, 57ページ。
- (23) NEDA, 前掲書, 1~4ページ。
- (24) 梅原編『東南アジアの土地制度……』338ページ。
- (25) 同上。
- (26) 梅原弘光「中部ルソンのハシエンダ・バリオ（I）」（『アジア経済』第13巻第9号, 1972年9月) 21ページ。
- (27) Fegan, B., "Accumulation on the Basis of an Unprofitable Crop," Hart ほか編, 前掲書, 164~165ページ。McAndrew, J.P., "Urbanization and Differentiation in a Philippine Village," *Philippine Sociological Review*, Vol. 37, No. 1-2, 1989年6月, 32ページ。
- (28) Bureau of Agricultural Statistics, *Rice Statistics Handbook*, ケソン, 1989年, 19ページによると, 1988年のHYV栽培比率は87.1%であった。
- (29) *Food and Nutrition Plan*, マニラ, 1980年, *passim*.
- (30) 梅原編『東南アジア農業の商業化』195~228ページ。
- (31) たとえば, 1970年の稻作における賃金水準を100とすると, 13年後の82年のはそれは84%, トウモロコシ栽培では81%でしかなかった。UPLB-APRP/PIDS, Agricultural Policy and Strategy Team, *Agenda for Action for the Philippine Rural Sector*, 1986年, 50ページ。
- (32) 高橋彰「技術進歩・土地改革・農民化——中部ルソン農村の変容——」（『アジア研究』第20巻第2号, 1973年) 47~48ページ。
- (33) Hayami, Yujiro; Ma. Agnes R. Quisumbing; Lourdes S. Adriano, *Toward an Alternative Land Reform Paradigm, A Philippine Perspective*, ケソン, Ateneo de Manila University Press, 1990年, 88~89ページ。
- (34) 同上書, 101ページ。
- (35) 同上書, 102ページ。
- (36) Otsuka, Kenjiro; E. Marciano; D. Palis; Y. Hayami, "Modern Rice Technology, Land Reform, and Agrarian Contracts: The Case of Central Luzon," IRRI Agricultural Economics Papers, No. 89-23, 7~11ページ。
- (37) 同上, 7ページ。
- (38) 同上, 9ページ。
- (39) Hayamiほか, 前掲書, 90ページ。
- (40) Fegan, 前掲論文, 166~169ページ。

- (41) 梅原弘光「フィリピンにおける『緑の革命』と農民」(『アジア経済』第19巻第9号, 1978年9月) 39ページ。
- (42) 梅原「フィリピン・パナイ島……」301ページ。
- (43) Jacoby, E.H., "Structural Changes in Third World Agriculture as a Result of Neo-Capitalistic Development," *Developing Economies*, Vol. 12, No. 3, 1974年9月, 201~213ページ (梅原弘光訳「新資本主義的発展と第3世界農業の構造変化」<『アジア経済』第16巻第12号, 1975年12月> 2~13ページ)。
- (44) Hayami, Y.; M. Kikuchi, *Asian Village Economy at the Crossroad*, 東京, University of Tokyo Press, 1981年。
- (45) Hayamiほか, 前掲書, 102~105ページ。
- (46) Kerkvliet, Benedict J., *Everyday Politics in the Philippines, Class and Status Relations in a Central Luzon Village*, バークレイ, University of California Press, 1990年, 248~252ページ。
- (47) Fegan, 前掲論文, 159~178ページ。
- (48) McAndrew, 前掲論文, 32ページ。